

令和6年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人ファーナウ 21

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目的とする。

初年度は、障がいのある児童と家族との良好な関係の構築を目指し、児童発達支援事業を実施する。将来的な不安を抱える家庭に対し、具体的なアドバイスや支援を行うことを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
児童福祉法に基づく、障害児の通所支援事業	児童発達支援事業 (通所により、障がい児やその家族に対して適切な支援を提供し、子どもの成長を総合的にサポート。関係機関と連携し、継続的な評価と支援を行う)		福岡県春日市			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ファーナウ 21

1 事業実施の方針

2年目の事業年度は、初年度の成果を基に事業の拡充を図る。児童発達支援事業では、個々のニーズに応じたプログラムを多様化し、障がいのある児童と家族との関係をさらに強化する。家庭支援では、専門的アドバイスの提供と家族間交流の促進に注力する。地域連携を深め、関係機関との協力体制を構築し、障がい理解の啓発活動を行う。組織基盤強化のため、人材育成とボランティア活用を進める。これらの取り組みを通じ、障がいのある児童とその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりに貢献することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
児童福祉法 及び障害者 総合支援法 に基づく障 がい福祉サ ービス事業	児童発達支援事業 (通所により、障がい児やその 家族に対して適切な支援を提供 し、子どもの成長を総合的にサ ポート。関係機関と連携し、継 続的な評価と支援を行う)	通年 (月) から (土) 10時から17時 まで)	福岡県 春日市	5名	未就学児(0 歳から6歳 迄)・ 10名/日	17,592

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び事業費の予算額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載する。